

6月の無料相談

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	11日(水)	13:00~15:00		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
総合労働相談	13日(金)	13:00~16:00	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-226-3296)	
土地家屋調査士相談	4日(水)	13:00~15:00	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関する事(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	18日(水)	13:30~15:30	ふれあいセンターながみね(☎内線2376)	国や法人・県に関する苦情、意見、要望(行政相談委員)	
税務相談	3日(火)、11日(水)、17日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関する事(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	水・金曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	子ども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関する事(早期療育相談員)	
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00	青少年センター(ウララ2 8階) (☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日(水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45(13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関する事(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	5日・19日(木)	15:00~16:30	まちなか交流ステーション“ほっとOne” (☎879-8815)	結婚相談(県マリッジサポーター)	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎823-1288)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
ひきこもり専門相談	17日(火)	10:00~12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談	20日(金)	14:00~16:00		精神障害者の医療などに関する事(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~15:40	男女共同参画センター(ウララ2 7階) (☎827-1107) 月曜休館	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
		14日(土)	10:00~15:00		
	法律相談	12日・26日(木)	13:30~15:30		法律が関係する困りごと(女性弁護士) ※予約制
	一般相談(外国人相談を含む)	13日・27日(金)	13:00~16:00		仕事、夫婦、家族など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制
DVヘルプライン(電話相談)	19日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力など、女性のさまざまな悩みごと	

タブレットが100円!! タブレット端末とモバイル通信のセット契約

消費生活センターから
☎ 823-3928

《相談事例》

3日前、ショッピングモール内の家電量販店で、「モバイルデータ通信を契約すれば、このタブレット端末が100円で買えます」と声をかけられた。2年間のモバイル通信契約が条件で中途解約をすると違約金がかかるなど説明を聞いて、「100円で買えるなら」と思って契約をした。よく考えると外出先でインターネットを使うことはないのだから必要なかった。タブレット端末もモバイル通信*契約もクーリング・オフしたい。

*モバイル通信…電波を利用した通信サービス。ケーブルを使わないので好きな場所でインターネットを利用できる。

《アドバイス》

事例において、①モバイル通信などの電気通信サービス契約にはクーリング・オフ規定はなく、②タブレット端末(商品)の契約に関しては、店に自ら出向いて契約しているため、電話勧誘販売や訪問販売などとは異なり、クーリング・オフの対象外であることを説明し

ました。勧誘方法など契約時の状況に問題があれば、取り消しができる場合もあるので、経緯を文書にまとめて交渉するよう助言しました。

●契約の前に…

- 通信契約は、契約期間を定めていることが多く、期間途中で解約には高額な違約金を請求される場合があります。また、タブレット端末など通信機器代金を違約金として請求されることもあります。
- 通信機器の利用方法や料金形態は、複雑でわかりにくいので、自分の生活や利用目的に合った商品であるか見極める必要があります。
- 1か所の店舗で申し込んでも、複数の業者と契約していることが多く、解約はそれぞれの事業者に申し出なければなりません。

トラブルに遭った場合は、消費生活センターに相談してください。